

**「きつきプレミアム商品券」・「きつき子育て応援商品券」  
兼「きつき物価高騰対策お買物券」の取扱店登録申請書**

①	取扱店を継続する場合は、改めて申請書を提出する必要はありません。					
②	次の3つの場合のみ商工会にご連絡をお願いします。					
	・新規取扱店申請					
	・取扱いとりやめ 電話 0978-62-2539					
	・店名等の変更を希望（下記の表に変更後を記入しファクシミリで送信） ファクシミリ 0978-62-2568					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">チラシに掲載する店舗名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>店舗名の読み(カタカナ) 右欄記載内容を50音順でチラシ掲載</td> <td></td> </tr> <tr> <td>店舗の電話番号(市外局番から)</td> <td></td> </tr> </table>	チラシに掲載する店舗名		店舗名の読み(カタカナ) 右欄記載内容を50音順でチラシ掲載		店舗の電話番号(市外局番から)	
チラシに掲載する店舗名						
店舗名の読み(カタカナ) 右欄記載内容を50音順でチラシ掲載						
店舗の電話番号(市外局番から)						
<p>※既存店とは別の店舗を取扱店にする場合は商工会にご連絡をお願いします。</p>						

**以下、ご確認ください。**

「きつきプレミアム商品券」・「きつき子育て応援商品券」兼「きつき物価高騰対策お買物券」新規取扱店希望の方へ

商品券取扱い希望事業所におかれましては、【「きつきプレミアム商品券」・「きつき子育て応援商品券」兼「きつき物価高騰対策お買物券」取扱店登録申請書兼誓約書】に必要事項をご記入・押印のうえ2月16日（月）までに杵築市商工会・本所・大田支所・山香支所へお申し込みください。取扱登録申請書兼誓約書は杵築市商工会・本所・大田支所・山香支所に備えております

**【募集期間】令和8年1月26日(月)～令和8年2月16日(月)**

・きつき子育て応援商品券事業は、「杵築市内の小学校・中学校への令和8年度入学者の家庭を対象に子育て応援商品券」を市が配布。また、「きつき物価高騰対策お買物券」も同様に市が郵送しますので、プレミアム商品券事業とは別事業となっております。

**※「きつき子育て応援商品券」・「きつき物価高騰対策お買物券」の販売はございません**